

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて

業況悪化が見込まれる 中小企業の事業主の方へ

【問合せ】産業振興課産業振興係(西新宿6—8—2、BIZ新宿4階) ☎(3344)0702・FAX(3344)0221へ。

特別融資(無利子)を行っています

- 受付期間は9月30日(水)まで
中小企業者への特別融資として、商工業緊急資金(特例)のあっせんを行っています。
要件や必要書類等詳しくは、お問い合わせください。
- 【対象】新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に売上減少等業況悪化をきたしている、または悪化が見込まれ、資金繰りが必要となる中小企業者
- 【貸付限度額】500万円以内
- 【利子】全額補助
- 【貸付期間】5年以内(据置期間6か月含む)
- 【信用保証料】全額補助
- ※融資の相談・申請については、事前に電話でお申し込みください。

経営に関する窓口相談体制を強化しています

- 相談員を増員して対応しています
ぜひ、ご利用ください。
- 【相談日時】月～金曜日(土・日曜日、祝日を除く)午前9時～12時・午後1時～4時
- 【相談場所】区立産業会館(西新宿6—8—2、BIZ新宿4階)

収入減少のあった 世帯の方へ

【問合せ】区社会福祉協議会(高田馬場1—17—20) ☎(5273)3546・FAX(5273)3082・HP<http://www.shinjuku-shakyo.jp/>へ。

個人向け資金貸付の特例措置を行っています

- 受付期間は7月31日(金)まで
個人向け緊急小口資金等の特例として、据置期間の延長等を行い、緊急の貸し付けを行っています。相談・申請については、事前に電話かファックスでお申し込みください。

◇緊急小口資金◇

- 【対象】新型コロナウイルス感染症の影響により、休業等で収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸し付けを必要とする世帯
- 【貸付限度額】10万円以内(学校等の休業等の影響を受けている場合、20万円以内)
- 【利子】無利子
- 【返済期限】2年以内(据置期間1年)

◇総合支援資金(生活支援費)◇

- 【対象】新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少や失業等で生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯
- 【貸付限度額】▶2人以上…月20万円以内、▶単身…月15万円以内
- 【貸付期間】原則3か月以内
- 【利子】無利子
- 【返済期限】10年以内(据置期間1年)

区税・保険料の納付が困難な方、 納付に不安がある方へ

区税・介護保険料・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の納付が困難な方のために猶予制度があります。

納税義務者・納付義務者またはそのご家族が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして納付が難しくなった場合は、電話またはファックスでご相談ください。

■徴収の猶予

【対象】次の①～⑤のいずれかに該当する事実があり、区税や保険料を一時に納付することができない方

- ①財産について災害を受けたまたは財産が盗難にあった場合
- ②納税義務者・納付義務者または納税義務者・納付義務者と生計を共にしている親族が病気にかかったまたは負傷した場合
- ③事業を廃止したまたは休止した場合
- ④事業に著しい損失を受けた場合
- ⑤①～④のいずれかの事実に関連する事実があった場合

■換価の猶予

区税や保険料を一時に納付できない場合、滞納処分による財産の換価(公売)を猶予します。

【問合せ】

- ▶区税…税務課納税係(本庁舎6階) ☎(3209)1460
- ▶介護保険料…介護保険課資格係(本庁舎2階) ☎(3209)6010
- ▶国民健康保険料…医療保険年金課納付推進係(本庁舎4階) ☎(3209)1436
- ▶後期高齢者医療保険料…高齢者医療担当課高齢者医療係(本庁舎4階) ☎(3203)6083(電話はいつでも ☎(3209)1111)へ。

公共料金等の支払いが困難な方、 支払いに不安がある方へ

いずれも下記に記載のない事業者と契約している場合は、請求書等に記載の各事業者の番号へお問い合わせください(水道を除く)。

電気やガス、水道などの公共料金のほか、携帯電話の使用料などについて支払い猶予の特別措置が設けられています。要件等詳しくは、各問い合わせ先へお問い合わせください。

■水道・下水道

- ◆水道局
申し出の日から最長4か月の支払い猶予を行っています。
- 【問合せ】▶水道局お客さまセンター…☎(5326)1101へ。

■ガス

- ◆東京ガス
支払期限の1か月延長を行っています。
- 【問合せ】東京ガスお客さまセンター(総合)▶ナビダイヤル…☎0570-002211、▶IP電話等…☎(3344)9100(いずれも受付時間は月～土曜日は午前9時～午後7時、日曜日・祝日は午前9時～午後5時)へ。

■電気

- ◆東京電力
支払期限の1か月延長を行っています。
- 【問合せ】▶電力自由化前の料金プランのお客さま…☎0120(993)052、▶電力自由化後の電気料金プラン・ガス料金プランのお客さま…☎0120(995)113(いずれも受付時間は休日・祝日等を除く月曜日～土曜日午前9時～午後5時)へ。

■携帯電話使用料

- 支払期限の延長を行っています。
詳しくは、各自お問い合わせください。

仕事と家計に関して お困りの方へ

「生活を立て直したい」「仕事や家計に関する相談がしたい」「経済的に困っているがどこに相談したらよいかかわからない」などの相談に、社会福祉士等の資格を持った相談支援員が対応します。下記以外にも支援事業があります。詳しくは、お問い合わせください。
【問合せ】生活支援相談窓口(第2分庁舎1階) ☎(5273)3853へ。

相談支援員が一人一人の状況に応じた支援を行います

- 自立相談支援
 - 相談者の生活状況をお聞きし、問題を確認します
 - 一人一人の状況に応じた自立支援計画を一緒に作成します
 - 各種支援事業や関係機関等と連携した支援を継続して行います
 - 関係する制度や窓口へつなぎます
- ハローワークとの一体的な就労支援
 - すぐに仕事に就くことができる方へのハローワークと連携した就労支援
- 家計改善支援
 - 家計管理に関する相談、債務整理、貸し付けのあっせん等の支援
- 一時生活支援
 - 一定期間、宿泊場所や食事等を提供
- 住居確保給付金の支給
 - 離職等により住宅を失ったまたはその恐れがある方に家賃相当額(上限あり)を期限付きで給付します。
 - 【対象】下記の全てを満たす方
 - ▶申請日において、離職等の日から2年以内の方
 - ▶離職等の日において、世帯の生計維持者であった方
 - ▶申請月の世帯収入合計額が基準額以下の方
 - ▶常用就職の意欲があり、公共職業安定所へ求職申し込みを行う方
 - ※収入基準額やその他の支給要件等詳しくは、お問い合わせください。